



いわない 議会だより

発行 岩内町議会
編集 議会運営委員会
〒045-8555
北海道岩内郡岩内町字高台134-1
☎ 0135-67-7081
FAX 0135-67-7106
メールアドレス
gikai@town.iwanai.lg.jp



北海道町村議会議員研修会

2024. 8
No.1 65

第2回定例会報告	P 2～3
第1回臨時会報告	P 3
一般質問	P 4～9
議会日誌	P 7



マチイロ

広報紙・議会だよりを
スマホなどで閲覧できます



第2回 定例会 報告

令和6年度一般会計補正予算等を審議する第2回定例会は、6月10日招集され、町長より提案された議案の説明を受け、議案調査のため、休会しました。
6月17日に再開し、5名の議員により町政各般にわたり一般質問が行われ、引き続き議案の審議を行い、6月20日閉会しました。

審議した案件

令和6年度各会計補正予算4件、条例設定・改正3件及びその他議案6件は原案可決、選挙1件は当選となりました。

《補正予算》

○令和6年度一般会計補正予算
物価高騰対応重点支援給付金6千2百20万円及び定額減税補足給付金千5百90万円等を追加補正しました。

○令和6年度一般会計補正予算
町たばこ税道交付金7百79万5千円及び義務教育学校構造躯体現況調査業務委託料4百90万円を追加補正しました。

○令和6年度国民健康保険特別会計補正予算
国民健康保険システム改修業務委託料3百96万円を追加補正しました。

○令和6年度下水道事業会計補正予算
岩内・共和下水道管理センター機械設備・電気設備更新工事委託料3千7百41万6千円を減額補正しました。

《条例設定・改正》

○岩内町防災の日を定める条例設定
岩内大火の経験及び教訓を後世に継承し、町民一人ひとりの防災意識の向上及び災害に対する備えの充実強化を図り、安全で安心なまちづくりを推進するため、岩内町防災の日を定める条例を設定しました。

○岩内町布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例設定
水道法の一部改正に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町公共下水道条例の一部を改正する条例設定
下水道法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしました。

《その他》

○辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更
辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更をするため、法の規定に基づき議決しました。

○財産の取得
いわない温泉9号井用の揚湯ポンプを取得することを決めました。

○工事請負契約の締結
浄水場耐震改修等（建築主体）工事に係る工事請負契約を締結することを決めました。

○北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更
北海道後期高齢者医療広域連合からの規約の一部変更について議決しました。

○委託契約の締結
水産養殖施設再生可能エネルギー導入効果検証業務に係る委託契約を締結することを決めました。

○工事請負契約の締結
岩内町義務教育学校建設校舎・屋体棟増築（建築主体）工事請負契約を締結することを決めました。

《選挙》

○岩内町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
委員に久市 誠氏、福嶋 裕美子氏、高井 弘寿氏、和崎 聖子氏の4名が当選されました。
補充員に大家 昇氏、紀 やよい氏、佐藤 毅氏、久崎 秀人氏の4名が当選されました。

選挙管理委員会委員に 久市 高井 誠氏、福嶋裕美子氏 弘寿氏、和崎 聖子氏 決まる !!

審議した請願・意見書・陳情

請願1件は採択、意見書2件は原案可決、陳情1件はみなし採択となりました。

○岩内町立小中学校4校及び岩内中央学園に係る教育環境及び施設と設備への請願

○地方財政の充実・強化を求める意見書

○地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情

○ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

意見書は、関係機関に送付しました。意見書の内容は、10ページをご覧ください。

第1回臨時会報告

令和6年度各会計補正予算等を審議する第1回臨時会は、5月20日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、引き続き続いて議案の審議を行い、同日閉会しました。

《補正予算》

○令和6年度一般会計補正予算
水産養殖施設再生可能エネルギー導入

効果検証業務委託料1億8千7百万円及び岩宇地域公共交通活性化協議会負担金3百49万2千円を追加補正しました。

○令和6年度臨海部土地造成事業特別会計補正予算

令和5年度同会計への繰上充用金2億7千6百52万円及び一時借入金利子百15万8千円を追加補正しました。

《条例改正》

○岩内町税条例の一部を改正する条例設定
地方税法の一部改正等に伴い、個人住民税の特別税額控除に係る規定の追加及び固定資産税等の負担調整措置等について、所要の改正をしました。

○岩内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例設定
地方税法施行令の一部改正に伴い、後期高齢者支援金等課税額の限度額等について、所要の改正をしました。

《その他》

○工事請負契約の締結
ニチナイ川護岸補修工事に係る工事請負契約を締結することを決めました。

○工事請負契約の締結
岩内町義務教育学校建設外構工事に係る工事請負契約を締結することを決めました。

議会を傍聴してみませんか。

議会開会については、防災行政無線でお知らせします。

手続きは、「傍聴人受付票」に名前・住所・年齢などを記入し、受付箱に投函するだけです。

一般質問

6月17～18日 5名の議員による一般質問が行われました。
紙面の都合上、再質問・再々質問を含め要約・省略をしています。

一般質問とは 本会議において議員が、執行機関に対し、町政各般にわたり、執行状況や町の将来の方針などについて質問するものです。
(※会派に属さない議員及び各会派1名としています。ただし、5名以上で組織する会派は複数名としています。)

奈良 初枝 議員

「地域おこし協力隊」での 地域の活性化と定住者を 後押しする支援拡充について

■質問■

地域おこし協力隊とは

過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地方公共団体が協力隊員として委嘱。地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組である。

しかし、任期途中で赴任地を離れる隊員もいる。自治体が地域おこし協力隊員としっかり関わり、連携・支援を行うことが大切である。

1. 地域おこし協力隊員は何名で、町内定住者は何名か。

2. 地域おこし協力隊

アドバイザー派遣事業の活用を考えているか。

3. 隊員の定住には、地域プロジェクトマネージャーとの連携や支援等が重要。町の取組は。

■町長■

1. 最初の隊員が着任した平成30年11月から11名の隊員を任命。退任者は7名で、うち町内定住者は1名。

2. 現時点での活用は予定していない。今後、詳細が示されるため、効果的な活用に向けた検討を進める。

3. 補正予算の議決を得て、任用の手続きを進め、8月頃の任用を目指す。任用後は地域プロジェクト



エクトマネージャーとして官民の橋渡し役として活動していただくほか、地域おこし協力隊員をサポートし、地域協力活動を行うことができる環境を整え、隊員の定住・定着に繋げていきたい。

災害から地域を守る

気象の専門家活用について

■質問■

自然災害が激甚化・頻発化する中、気象専門家の役割は重要である。2020年公明党の提案で、防災力の向上をめざし地域に即した気象予測などを行う「気象防災アドバイザー」の拡充を念頭に、気象台OB・OGの活用を訴えている。気象庁は「気象防災アドバ

イザー推進ネットワーク」を立ち上げ、人材育成や自治体での活用促進を目的に多くの自治体で気象防災アドバイザーが活躍できるよう後押しをしている。

大雨などの災害対応への助言、防災訓練の支援や学校での防災教育の講師など、多岐にわたる活動で地域防災力の向上に

一般質問の全文は、町のホームページ内「岩内町議会」のページにて公開しておりますので、ご覧ください。



町公式HP
<https://www.town.iwanai.hokkaido.jp>

■町長■

専門家の知見の活用は、防災力向上の実効性の高い手段の一つとして認識しているが、現状は、札幌管区気象台ホットラインや後志総合振興局危機対策室、岩内消防署などの関係機関と被害や対応状況について、連携を図っているほか、大規模災害が発生した場合、気象庁防災対応支援チームの派遣も可能となっており、迅速で適切な災害対応が可能な体制づくりは図られている。現時点では、気象防災アドバイザーを活用する考えはないが、住民の安全・安心を守る責務を果たす上であらゆる手段の検討は必要と考えている。今後、気象庁におけるアドバイザーの活用方法など、他の自治体の事例等を注視し、必要性・有用性について引き続き検討する。

大田 勤議員

町が定めた学童保育基準を守り 父母が安心して働ける制度に



■質問■

1. 第9次地方分権一括法で全ての事項が参酌基準となった。町放課後児童健全育成事業の変化は。

2. 4・6年度の利用者数は。5年の利用状況東81名、西52名の利用者受け入れ数の判断、支援単位の構成児童数は。

3. 支援員、補助員は何名か。

4. 支援員、補助員の資格要件は。役割・仕事内容の町の認識は。

5. 支援員、補助員の処遇改善は。

6. 統合された校舎で条例に基づいて希望者全

てを受け入れるための運営方法は。

7. 百名を超える子供達の居場所新校舎1階のどこに確保するのか。

8. 国の通達で「従うべき基準」「参酌すべき基準」は町が条例の基準を決めるときの取扱いで、町条例は「最低基準」で父母の願いを守るためのものだが、教育長の見解は。

■教育長■

1. 国の基準に沿って改定。

2. 4年12月末現在の登録状況は、東小80名、西小62名。6年4月1日現在の登録状況は、東小79名、西小47名。

役割は子どもの人権尊重など。仕事内容は子どもの健康管理、安全確保、生活習慣についての援助など。

判断としては、町条例を遵守した受入れであり、5年度の構成児童数は東小49名で2支援単位、西小23名で1支援単位。

3. 東小は支援員4名、西小は支援員3名。

4. 高卒以上の学歴や保育士等の資格保有者で道の研修修了が条件。補助員は要件なし。

町保育所の規則では町長が審査し入所決定、保育所入所承諾書で保護者

5. 会計年度任用職員で一般職より高い号俸。再度の任用は経験等考慮し昇給。各種手当、服務も一般職の規程を適用。

6. 2支援単位で希望児童の受入は可能。

7. 教室とプレイルーム合わせ3支援単位確保。

8. 法の目的に基づいた運営に努め、様々な保護者ニーズに応えるよう努めている。

1. 1歳児の入所は歩けることが条件か。

2. 承諾書で通知された1歳児が歩けるまで待機とは誰が判断か。

3. 不承諾通知書や、保留通知書を受け審査請求や取消訴訟の事例は。

4. 新知見を身につけた保育士の採用で保育内容に変化は。

5. こども誰でも通園制度案の検討は。

6. 現保育所で定員数内で受け入れるのか。

7. 実施要綱は、1人あたり月10時間を上限、保育内容、職員配置基準は一時預かりと同様、保育士の有資格者は職員の半分で可。この条件で良質な成長環境整備が可能か。

8. 町の配置基準は改善するのか。

9. こども誰でも通園制度は実態に合っていない。良質な環境整備は配置基準の改善が必要で

に通知。

は。

■教育長■

1. 2. 歩けることを条件とする規定はない。歩行困難な場合は保護者と相談しながら状況に对应している。

3. 審査請求や取消訴訟の事例はない。

4. 新保育士から出た意見等を取り入れながら保育活動に生かしている。

5. 6. 7. 現段階で検討には至っていないが、今後国の動向などの情報収集に努める。

8. 町の配置基準は道の配置基準に沿った運用としており、道による改正に基づき対応。

9. 国の検証結果を踏まえ今後の動向などに注視していく。また、地域の実態に即し、子どもの良質な成長環境を確保できるような体制整備に向けた検討を進める。

墓地公園は墓石が見渡せ

自然の美しさが生きる

拓かれた管理運営を

■質問■

1. 6年度墓地費・清掃管理業務委託料82万3千円、前年度も同額計上。業務範囲は、東山、島野墓地、岩内町墓園か。
2. 清掃業務委託の内容は。
3. 草刈り業務日程や頻度、草刈り機と除草剤の使用範囲と安全対策は。
4. 公園内に樹勢する雑木・笹竹は風致美観と考えるのか。
5. 公園内に良好な自然的景観を保つため、緑地系統を考慮した池の整備が急務では。
6. 1等地CB、2等地A山側の笹竹等の伐開計画は。
7. 1等地Bから2等地Cへの園路確保で、墓園全体が見渡せる静寂で明るい墓園整備が必要では。
8. 墓園内給水場所は何か所か。管理方法は。
9. 炎天下での参拝者の水分補給や仏花への給水に水道を敷設管理し来園者の便宜を図るべきでは。
4. 風致とする明確な規定はなく、自然的環境として捉えている。
5. 池周辺を含む整備計画の考えには至っていない。
6. 伐開の計画はない。
7. 周辺の高さがある雑木により、全体を見渡すまでに至らないが、墓参者が利用しやすい環境の保持に努めている。
8. 水道施設は6か所、例年5月に設置し、定期的な見回りを行い、10月に取り外している。
9. 水温の上昇を抑えるための給水管の埋設は予定していない。

草刈り機は、墓地周辺や墓地内通路周辺。除草剤は、東山墓地、島野墓地、岩内町墓園の3か所で、墓碑建立区域並びに通路で1回の散布を実施。安全対策は、業務処理責任者による管理指導の下実施。

栗林英之議員

岩内町の観光振興について

■質問■

1. 4月29日落成式が挙行された含翠園について。
2. 桜の時期に合わせ園内と前の通りのライトアップが行われた。今後ライトアップを拡大し、新たな名所にする必要と考えるが、見解は。
3. 第39回岩内岳山開きが行われた。登山道の整備など山岳会の尽力があり安全に登山することができたが、危険と思われる場所もあり柵の設置も必要と感じた。会の予算にも限度があり、町の支援が不可欠。登山道の整備に、ふるさと納税基金などの活用ができるのか。
4. 道の駅検討会の構成メンバーや勉強会での内容と今後の計画は。
3. 安心安全な登山ができるよう、関係団体との協議を重ね、整備等が必要と判断される場合には、ふるさと納税基金など財源確保も含め支援について検討することも考

と納税基金などの活用ができないか。

める。



■町長■

1. 今年度はプレオープンとして位置づけ、今後の活用方針の参考とするために、来園者へのニーズ調査等のアンケートの実施や、魅力ある公園とするための管理運営のあり方も調査するなど、民間団体の活用も含めた幅広い検討を行う。
2. 含翠園内のライトアップなどと合わせ、夜の重要な観光資源になるものと考えている。引き続き、岩内観光協会と連携し、町の魅力向上に努
4. 道の駅検討会の構成は、各関係団体より推薦いただいた10名で構成。勉強会の内容は、道の駅の調査や情報を中心に意見交換。

今後の計画は、道内外の道の駅を視察し、検討会で意見交換しながら、町の道の駅に必要な機能やコンセプトなどについて検討する。

健やかな町づくり

実現に向けて

■質問■

1. 町内の空き家状況について。

屋根が剥がれ、壁に穴があいている空き家が多く見受けられる。危険な空き家対策について町の見解は。

2. 空き家の所有者は、解体したいが費用の捻出が困難との声もある。費用の一部助成する制度は、国や道などにはあるのか。

あれば、そのPRも必要と思うが、町の見解は。

現在、町には空き家除却の補助制度はないが、今後予算の策定にも取り掛かるべきと思うが、考えは。

3. 带状疱疹ワクチン予防接種費用の助成を開始した自治体では、50歳以上のの方のワクチン費用の50%を助成し、接種率見込みを他市町村の接種状況等を参考に対象者の

2%で予算化している。同様の助成をすると、町ではどの程度の予算が必要か。その費用の捻出は不可能か。

4. 带状疱疹は後遺症などによって生活に支障をきたす。予防接種により町民が安心して過ごせるよう接種の助成が必要と考えるが、町の見解は。

■町長■

1. 緊急性がある場合は、緊急安全措置を消防署と連携し実施、対応後は所有者に対し、適切な管理の依頼を行っている。

放置空き家については、所有者に定期的に現状の情報提供や助言を行い、改善を促している。

今後、空き家の発生を抑制し、既存の空き家の状態を悪化させないため、取組の強化、特定空き家の認定や財産管理人

制度活用を検討などの取組について適切に対応する。

2. 現在、国や道などによる解体費用を助成する制度はない。

補助制度の実施については効果は期待できるが、公費の投入には公平性も指摘されており、慎重な検討を進めている。

新たなまちづくりを進める中で、状態の良い空き家の活用と危険な空き家について総合的に取り組む。

3. 令和6年5月

末、50歳以上は6千796人。接種費用は生ワクチン1回で6千円程度、不活化ワクチン2回で4万4千円程度。助成割合を50%、接種率2%の場合、生ワクチンで約40万円、不活化ワクチンで約300万円となる

が、近隣自治体では接種率が15%程度で、これを上回る予算措置が必要となる。

带状疱疹ワクチンは任意接種であり、国の財源

措置がない。町の単独事業費による予算措置が必要。社会生活や学校生活に影響を及ぼす疾病予防について、優先度を見極めながら予算措置している。こうしたことから、

町単独での助成は考えていない。
国の定期接種化になった場合には、事業に着手したいと考えており、国の動向に注視する。

議 会 日 誌

5月13日 社会文教委員会
14日 建設産業委員会
17日 総務委員会
議会運営委員会
20日 第1回臨時会
27日 岩内港湾振興会定時総会
原子力発電所問題特別委員会
28日 社会文教委員会
30日 建設産業委員会
6月3日 総務委員会
4日 議会運営委員会
5日～7日 後志総合開発期成会中央要望
9日 陸上自衛隊真駒内駐屯地開庁70周年行事
10日 第2回定例会招集
11日 後志町村議会議長会役員会・臨時総会
北海道町村議会議長会定期総会・研修会

6月17日～20日 第2回定例会再開
25日 建設産業委員会
岩内商工会議所通常総会
7月1日 岩宇町村議会議員研修会
2日 北海道町村議会議員研修会
7日 神恵内沖揚げまつり
14日 いわないマリンビーチ安全祈願祭
16日 後志町村議会議員研修交流事業
18日～19日 北海道町村議会議長会中央要望
20日 とまり群来まつり
26日 泊発電所環境保全監視協議会
29日 義務教育学校安全祈願祭



本間 勝 美 議員

義務教育学校設置に伴う

教育環境について

■質問■

1. 開校準備委員会の5年度の成果と6・7年度の取組見通しは。

2. 開校までの通学路の点検、横断歩道、信号機、交通指導員の配置等の対策は。

3. 徒歩通学圏外の児童生徒数は何名で通学方法は。

4. フツ化洗口は希望制であるが、6年度の取組は。

5. 8年度からの学校開放事業は。

6. ちびっこサッカーは東小学校を利用しているが、体育館トイレが和式で幼稚園児等がトイレ

を使えない。簡易式の洋式便器の設置は。

7. 過去3年間の不登校児童・生徒数は。6年度の4・5月の状況は。

8. 岩内中央学園の周辺は、岩内神社の桜並木、含翠園があり、旧中央小の桜とタイアップすると観光名所にもなると思うが、木々の剪定や保存の考えは。

■教育長■

1. 5年度はグラウンドデザインの策定など目指すべきゴールを明確にし、6年度は学校経営計画を作成、7年度は計画に基づいた教育活動の実践と見直しを行う。

2. 通学路安全推進会

議で検討を進める。

3. 通学距離の目安2km圏外の児童生徒数は約19名と想定。現時点では、ノットラインの活用が望ましいと考える。

4. 6月から実施し、希望しない児童数は112人。

5. 小中4校の状況や岩内中央学園体育館などの活用も含め検討していく。

6. 利用実態を踏まえ設置に向けて検討していく。

7. 3年度40人、4年度29人、5年度63人。6年度で連続7日以上欠席した児童生徒は、4月13



運動公園の管理について

■質問■

1. 噴水跡の花壇の維持管理と周辺の石垣の修理は。

2. 陸上競技場本部席外部階段は、サビが著しく健全度・危険度判定がDになっているが、整備する予定は。

3. 運動公園内のトイレは、利用者から開設時期の変更や和式から洋式改修希望もあるが、対応は。

4. 運動公園前の防風林は、4年の倒木で周辺が一時停電になった。その後、専門家による検証を行い、剪定したと思うが、半数は芽吹きもなく立ち枯れている。通学路で、多くの子どもが往来する。今後の対応は。

人、5月19人。

8. 保存を前提とした設計を進めている。

■町長■

1. 維持管理は4年度より、「社会福祉法人あけぼの福祉会」に業務委託している。このことから、植樹管理の専門業者で維持管理を補うこととして、必要に応じて、除草及び補植を行う。

石垣は、職員によるパトロールや都市公園管理業務の受託業者、利用者からの情報提供を元に修繕をしてきた。今後も適宜、対応する。

2. 陸上競技場本部席外部階段については、現在利用を中止している。その他の公園施設との優先度を図りながら、今後の学校行事や部活動などの利用状況も確認し、10年度以降の改修計画の中で整備の必要性も含め検討する。

討する。

3. 運動公園内トイレの開設時期については、毎年4月下旬から10月末までとなっており、開設時期の変更希望は寄せられていないが、施設利用が大きく変化するような状況の場合には、検討する。

サッカー・ラグビー場前の管理センターと多目的広場トイレの洋式化については、洋式トイレの水洗タンクの設置スペースの確保も含め、検討が必要と考えている。

4. 現在、7本のポプラにおいて、葉の育成状況がおもわしくないことから、樹木の専門業者による検証を行ったが、「枯れている」とした判断は尚早であり、状況を見守る必要がある」と示された。いずれにしても、定期的に専門業者による検証を実施し、必要に応じて、剪定や伐木を行い、安全・安心に運動公園を利用し、頂けるよう努める。

佐藤 英行 議員

農地利用の現実と、

今後の農地、農業のあり方は



■質問■

町の農業は、水田と酪農が主となっている。

酪農は、昨年1件が廃業し、本年さらに1件が廃業を考えていると聞いている。牧草地として利用されてきた耕作地が荒地となることが予想される。

町の酪農は、津田仙氏が設立した学農社農学校で学び、北海道の開拓を進められた、明治13年老古美に居を構えた安達定吉氏を嚆矢とする。

1. 現在の農地の総面積は。

2. その作付け内容は。

3. 不耕作面積は。

4. 廃業に伴う荒廃地

対策、及び担い手不足による遊休農地対策は。

5. 高齢化、後継者不足の現実を踏まえた、町の農業のあり方は。

6. 担い手の数及び定義は。

7. 今後の担い手の状況と農地の利用は。

8. 農業に従事している地域おこし協力隊員の任期切れ以降の支援方法は。

■町長■

1. 耕地面積は348ヘクタール。

2. 3. 水稲、牧草、小麦、カボチャなど。

面積の把握は困難。

4. 荒廃地対策は、農業者・酪農家から相談があった場合は、意向などを確認した上で適宜対応してきており、今後も関係機関と連携を図りながら対応する。

遊休農地対策は、毎年、農業委員会が農地パトロール等において、農地が適正に管理されるよう対応しており、新たな遊休農地の発生防止のため、状況に応じた対策を講じる。

5. 農業経営基盤強化促進法等の改正法により、地域農業の将来のあり方を定めた「地域計画」を今年度末までに策定するため、この計画において将来の農業のあり方を示す。

6. 7. 農業の担い手の定義は、認定農業者、認定新規就農者、集落営農、基本構想水準到達者に該当する者とされており、町の担い手の数は、認定農業者9人、基本構想水準到達者3人、計12人。

担い手の年齢構成が、60歳以下は50代1人、40代2人、30代1人であり、減少せざるを得ないものと考え、積極的に新規就農者の受け入れを図る等、農地の保全に努める。

8. 地域おこし協力隊員は、本年8月末をもって任期満了となる。その後、町へ定住する旨伺っており、町が産業活動支援として、ホワイトアスパラガス栽培の復活に向けて生産に着手、本年初収穫を迎えた。今後も、地場産品のブランド化を目指すとの考えでいるため、継続して支援が必要と考える。また、安定した自立した農業経営までには、時間を要することから、新規就農者に対して

の資金面と生活面を支える国や道の助成金制度の活用等も含め支援する。

■再質問■

優良農地を確保するため農業振興地域の見直しを。

■町長■

農業委員会等の関係機関と協議を行い、状況に応じて検討を進める。



いわない議会だより アプリで閲覧できます

広報紙配信アプリ「マチイロ」のアプリをダウンロードし、「お住まいの地域」に「岩内町」を登録すると、いわない議会だよりがアプリから閲覧できます。(ダウンロードは表紙から)

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方公共団体の現状は、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感も日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針2021」に基づき、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保することとしてきました。しかし、増大する行政需要、また採用希望者の減少や中途退職者が増加している現状から、不足する人員体制の改善を図っていくためには今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2025年度の政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一歩踏みだし、日本全体として求められている賃上げ基調に対応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

記
1. 社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、現行水準以上のより積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
2. とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
3. 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加など、DX化にともない地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

令和6年6月20日

岩内町議会 議長 永井 明

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

全国一の森林資源を有する北海道は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っています。

道では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところであります。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要であります。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望します。

記
1. 地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐や伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
2. 森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和6年6月20日

岩内町議会 議長 永井 明

賛否が分かれた案件一覧

賛否の分かれた議案について、各議員の賛否結果を掲載しています。

第2回定例会議案

賛成：○ 反対：× 欠席：欠

件 名	審議結果	志 政 ク ラ ブ							新 政 ク ラ ブ	公明党		日 本 共 産 党	市 民 自 治 会 考 え る 会	革 新 ク ラ ブ
		池 田 光 行	栗 林 央 之	永 井 明	本 間 勝 美	中 家 正 希	村 田 文 明	岩 城 幹		谷 口 雅 史	奈 良 初 枝			
令和6年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×
令和6年度下水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○
令和6年度一般会計補正予算（第3号）	原案可決	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×
工事請負契約の締結	原案可決	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○

※全員賛成の議案は、掲載していません。また、永井 明議長は採決には加わりません。（可否が同数となった場合は、議長が裁決します。）

第1回臨時会議案

賛成：○ 反対：× 欠席：欠

令和6年度一般会計補正予算（第1号）	原案可決	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	－	○	×	×	×
令和6年度臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	－	○	×	○	○
岩内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例設定	原案可決	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	－	○	×	○	×

※全員賛成の議案は、掲載していません。また、谷口 雅史副議長は採決には加わりません。（可否が同数となった場合は、議長が裁決します。）

編集後記

「議会だより165号」をお届けいたします。第2回定例会での一般質問を中心に編集しました。ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。

なお、議会だよりでは、代表・一般質問を要約してお届けしています。議会の一部しかお伝えすることができませんので、町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴ください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されておりますので、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合わせください。

また、議会だよりに対するご意見ご要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

（議会運営委員会）